

閣情第1233号  
平成27年12月25日

関係各位

内閣官房内閣情報調査室次長

会計検査院に対する特定秘密の提供について（通知）

特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」といいます。）第3条第1項の規定に基づき各行政機関の長が指定する特定秘密を会計検査院に提供する際の考え方は下記のとおりですので、管下各部局への周知方等につきよろしく配意願います。

記

会計検査院は、日本国憲法第90条第1項の規定に基づき、国の収入支出の決算のすべてについて検査を実施することとされており、また、会計検査院法第26条（昭和22年法律第73号）は、会計検査院から検査上の必要により帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問され若しくは出頭の求めを受けたものは、これに応じなければならない旨規定しています。会計検査院が実施する会計検査は、法第10条第1項第1号の「公益上特に必要があると認められるこれらに準ずる業務」に該当するので、会計検査院への特定秘密の提供は法第10条第1項の規定に基づき行われるものです（法逐条解説中、第10条第1項2（4）イの記述を参照願います。）。

これまで、各行政機関においては、秘密事項について会計検査院から検査上の必要があるとして提供を求められた際には、これに応じて提供を行う取扱いをしていると承知していますが、法の施行により、この取扱いに何らの変更を加えるものではないのでよろしくお取り計らい願います。

なお、会計検査院において提供を受けた特定秘密についても法に基づく保護措置が講じられる必要がありますので留意願います。

本件送付先 特定秘密の指定権限を有する20の行政機関の担当局長等